

平成24年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年9月5日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出)
- 日程第 2 報告第2号 平成23年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第4号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第5号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第6号 財産の取得について (町長提出)
- 日程第 9 議案第7号 財産の取得について (町長提出)
- 日程第10 議案第8号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について (町長提出)
- 日程第11 議案第9号 平成23年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について
(町長提出)
- 日程第12 認定第1号 平成23年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 日程第13 認定第2号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (町長提出)
- 日程第14 認定第3号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (町長提出)
- 日程第15 認定第4号 平成23年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について (町長提出)
- 日程第16 認定第5号 平成23年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい

- て (町長提出)
- 日程第17 認定第6号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第18 認定第7号 平成23年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第19 認定第8号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第20 認定第9号 平成23年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	鈴木和江君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	手塚孝則君
健康福祉課長	郡司正幸君	建設課長	山本勇君

農林振興課長	星 康 美 君	商工観光課長	塚 原 富 太 君
総合窓口課長	秋 元 誠 一 君	上下水道課長	秋 元 彦 丈 君
環境総合推進 室 長	佐 藤 美 彦 君	学校教育課長	川 和 なみ子 君
生涯学習課長	小 川 一 好 君	農業委員会 事務局 長	小 祝 邦 之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	益 子 定 徳	書 記	板 橋 了 寿
書 記	岩 村 照 恵	書 記	藤 田 善 久

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

報告第1号の報告、質疑

議長（鈴木和江君） 日程第1、報告第1号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について、説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

平成23年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも、国の基準以下となり、前年度数値を下回ることとなりました。健全化法上においても指数が好転し、健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の

運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細については、担当課長から説明させます。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、普通会計を初めすべての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成22年度の10.9%に対し平成23年度は10.0%となりました。実質公債費比率が減少した主な要因といたしましては、社会福祉費算定経費の増額等により普通交付税が増額となりましたが、臨時財政対策債発行可能額が大幅に減額し、分母となる標準財政規模が減少したものの、分子となる実質的な公債費が減少したため、標準財政規模等における公債費の償還割合が減少したためであります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして考慮して算出した比率であります。これにより、平成22年度においては33.0%であったものが平成23年度は17.3%となりました。昨年度に比較し将来負担比率が減少した主な要因といたしましては、実質公債費比率と同様に普通交付税額が増額となりましたが、臨時財政対策債発行可能額が減額し、分母となる標準財政規模が減少したものの、分子となる将来負担額において普通会計及び各特別会計における地方債の現在高が減少したことに加え、充当可能基金の財政調整基金等が増額したことにより、将来負担額が減少し、将来負担比率が減少する要因となりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足は生じていないので、当該数字は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんください。

以上で、平成23年度年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

報告第2号の報告、質疑

議長（鈴木和江君） 日程第2、報告第2号 平成23年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

教育長（小川成一君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第2号 平成23年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告につきまして、ご報告申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するものであります。

報告書の主な内容は、教育委員会の平成23年度の事務事業について、教育委員会の活動と教育に関する事務の執行状況の大きく2つに区分し記載しております。

教育委員会の活動においては、教育委員会会議、学校訪問及びその他の活動を掲げ、評価委員から各項目についてご意見をいただき、それらの意見を踏まえて今後の活動の方向性を記載したものであります。

教育に関する事務の執行状況においては、学校教育の充実と生涯学習の充実に区分して記載しており、それぞれ事務事業の実施状況と課題等を掲げ、学校教育の充実では、道徳教育の推進など17項目、生涯学習の充実では社会推進事業など8項目を掲げ、評価委員からご意見をいただき、それらを踏まえて今後の事業の方向性をそれぞれ記載したものであります。

なお、評価委員には、学識経験者として、昨年度に引き続き元教育長の古澤 實氏及び元

小学校PTA会長の岡 幹郎氏と新たに元小学校長の飯塚牧子氏の3氏を委嘱申し上げ、評価をいただいたところです。

詳細につきましては、事前に送付いたしました報告書記載のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（鈴木和江君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第3、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、人権擁護委員として活躍いただいております堀江喜代美氏は、平成24年12月31日をもって任期満了となります。引き続き同氏を推薦いたしたいと存じます。

堀江喜代美氏につきましては、人権擁護委員として平成22年1月から1期3年間、大変熱心にその任務を果たされてこられました。地域における人望も厚く、人格、識見ともに申し分のない方でございます。

今回、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在、当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、高林和男氏、薄井忠恵氏、高田 敬氏、藤田悦子氏、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、今回お願いいたします堀江喜代美氏の7名でございます。

ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第4、議案第2号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由を説明申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております藤田峰子氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

藤田委員におかれましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正後、初めての保護者からの選任委員として、平成20年11月から町教育委員会委員にお願いし、保護者の立場から熱心に町教育行政の発展のためにご尽力をいただいております。この場をおかりしまして深く感謝と敬意を表する次第であります。

つきましては、慎重に人選を進めてまいりました結果、後任者として荒川裕子氏を保護者からの選任委員として、那珂川町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

荒川氏は、那珂川町馬頭在住で、教育に対する造詣が深く、PTA活動や旧馬頭町に勤務した歴代ALTの日本語指導などを通じて、保護者の観点から学校教育にさまざまなご支援をいただいているところであります。

保護者選任の那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であり、ここにご提案いたすものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、平塚正一郎氏、青柳久子氏、高田榮順氏、教育長の小川成一氏と今回任期満了となります藤田峰子氏の5名の委員であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第5、議案第3号 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成22年度税制改正におきまして、15歳以下の年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分が廃止されたことによりまして、遺児手当の支給に関しそれらの影響を受けないよう一部改正を行うものであります。

改正の内容は、遺児手当の支給制限の特例を附則に追加し、平成24年度の遺児手当の額から適用するものでございます。

内容の詳細については、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 補足説明を申し上げます。

遺児手当につきましては、父母の一方または両方が死亡した児童について支給されることになっており、支給要件該当者が前年の町民税所得割が課せられている場合には支給停止とする措置が講じられていることから、平成22年度税制改正の影響を受けないよう改正を行うものであります。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

附則に第3項支給の制限の特例を加えるもので、15歳以下の者を扶養している者にとっては扶養者1人当たり1万9,800円を、16歳から18歳までの者にとっては扶養者1人当たり7,200円を平成24年度以降地方税法により決定された町民税所得割の額から減額するものであります。

附則は、この条例の適用を公布の日からとするものです。

以上、補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町遺児手当支給条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第6、議案第4号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第7、議案第5号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決についての2議案は、関連がありますので、一括議題といたします。

提案の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました議案第4号、議案第5号 平成24年度那珂川町一般会計及び介護保険特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国・県補助事業の追加認定になったもののほか、災害対策経費や年度末までの需要を勘案し予算化するものであります。その補正額は2億6,000万円となり、補正後の予算総額79億5,100万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げます。

第1は、教育費で、馬頭小学校施設整備費は学校施設環境改善交付金の前倒し交付に伴い、馬頭小学校体育館の耐震補強、大規模改修事業のほか、馬頭東小学校振興交付金や小川南小学校創立50周年記念経費など、1億6,854万3,000円を計上しました。

第2は、土木費で、地籍調査推進事業費は県支出金の追加認定によるもの、町道維持補修費は下馬頭6号線のほか6カ所の工事請負費、地方道路交付金事業費は町道76号線の用地調査業務委託費等、町営住宅等管理費は用途廃止に伴う住宅の解体工事費や修繕費など、3,795万1,000円を計上しました。

第3は、商工費で、緊急雇用創出事業費は県支出金の追加認定によるもの、ふるさとの森公園管理費は東日本大震災により被災した展望施設の解体撤去費用等、観光諸費は観光PR費など、2,723万7,000円を計上しました。

また、災害対策経費として、消防費は災害時の備蓄品や備蓄購入費に800万円を、災害復旧費は農林水産施設の災害復旧事業に要する経費100万円を計上するものです。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、繰入金、繰越金のほか町債を充てることといたしました。

次に、介護保険特別会計であります。福祉用具購入費、住宅改修費等の介護給付費のほか、国・県支払基金に対する23年度返納金など、1,400万円を計上するもので、その財源は、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、14億4,800万円となりました。

以上、一般会計及び介護保険特別会計補正予算について、その大要を申し上げます。内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。1、追加として、小学校整備事業は、馬頭小学校体育館耐震補強大規模改修事業に充てるもので、限度額を1億2,000万円とするものです。

続きまして、8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項4目教育費国庫補助金の補正額は3,389万9,000円の増で、学校施

設環境改善交付金であります。

15款県支出金、1項2目土木費県負担金の補正額は341万3,000円の増で、地籍調査事業費の追加交付に係るもの、2項1目総務費県補助金は100万円の増で、地方分権振興交付金市町村交付金に係るもの、4目農林水産業費県補助金は50万円の増で、栃木県産農産物の安全・安心PR事業費に係るもの、5目商工費県補助金は1,140万6,000の増で、緊急雇用創出事業費の追加交付に係るものであります。

18款繰入金、1項5目教育文化基金繰入金の補正額は50万円を増額するもの、6目東日本大震災復興推進基金繰入金の補正額は800万円で新たに繰り入れるものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は8,128万2,000の増で、前年度繰越金であります。9ページに入ります。

21款町債、1項6目教育債の補正額は1億2,000万円の増で、有利な起債事業の緊急防災減災事業債であります。

10ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項4目財産管理費の補正額は290万円の増で、庁舎維持管理費は本庁舎キュービクル及び空調施設等修繕等、町有財産管理費は旧武茂運動場配水管修繕及びバス車庫シャッター取りかえ工事に係る費用、5目防犯交通安全対策費の補正額は22万円の増で、交通安全施設整備費は老朽化した交通安全看板の撤去費用を計上するもの、2項2目まちづくり費の補正額は130万円の増で、まちづくり費は追加交付されます地方分権振興交付金市町村交付金により高手の里見学者経費及びイメージキャラクター「なかちゃん」のエア着ぐるみの作製委託料を計上するものです。

3款民生費、1項4目総合福祉センター費の補正額は105万円の増で、小川総合福祉センター施設管理費は庁用車の購入費、5目国民年金事務費の補正額は31万5,000円の増で、国民年金諸費は国民年金システム改修に伴う業務委託料を計上するものです。

11ページに入ります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は80万9,000円の増で、衛生総務諸費はAEDパッドカートリッジ交換に要する経費。4目環境衛生費の補正額は645万円の増で、環境のまちづくり事業費は太陽光発電等設備導入補助で、今後の状況を勘案し増額するもの、環境衛生諸費は電気自動車急速充電器にカーポートを設置する経費であります。

5款農林水産業費、1項3目農林振興費の補正額は140万円の増で、栃木県産農産物の安全・安心PR事業費は町内農産物の放射能による風評被害対策として那珂川町農産物直売所

連絡協議会へ補助する経費、放射性物質吸収抑制対策支援事業費は水稻及び大豆の圃場に放射性物質吸収抑制土壌改良剤を導入する補助経費、5目農地費の補正額は257万5,000円の増で、町単農村振興事業費は浄法寺地区用水路工事に要する経費、農地諸費は西の原用水の隧道修繕事業で西の原用水土地改良区連合への補助経費、2項1目林業総務費の補正額は25万円の増で、林業総務諸費は特産品生産施設及び緑の交流館の施設修繕に要する経費を計上するものです。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は1,140万7,000円の増で、緊急雇用創出事業費は追加認定された地域情報、観光情報発信業務委託料事業により雇用を創出するもの、3目観光費の補正額は1,583万円の増で、青少年旅行村管理費は施設の修繕料、12ページに続きます、定住センター管理費は修繕料及び備品購入費、ふるさとの森公園管理費は地震により被災した展望台の撤去経費や公園池の復旧工事費等、観光諸費は観光PRの増加に伴い今後の状況を勘案し増額計上するものです。

7款土木費、1項2目地籍調査費の補正額は455万1,000円の増で、地籍調査推進事業費は追加認定のあった馬頭、和見地区の測量業務委託に係る経費であります。2項2目道路維持費の補正額は1,800万円の増で、町道維持補修費は下馬頭6号線、大平板山線の舗装工事等及び冥賀川、脇郷川、赤土川、中津原川、大曲川、小道川の修繕工事費等に係る費用、3目道路新設改良費の補正額は500万円の増で、地方道路交付金事業費は町道76号線の今後の進捗状況を勘案し、一部組み替えて増額計上するもの、13ページに入ります、5項1目住宅管理費の補正額は1,040万円の増で、町営住宅等管理費は老朽化が著しい町営愛宕住宅、町有上郷地住宅の解体工事に係る費用及び強風により屋根が破損した谷田住宅等の修繕等に要する経費を計上いたしました。

8款消防費、1項5目災害対策費の補正額は800万円の増で、災害対策費は災害用備蓄品及び発電機や炊き出し用の大がまなどの購入費用を計上するもの、東日本大震災復興推進基金を充てるものでございます。

9款教育費、2項1目学校管理費の補正額は223万円の増で、小川南小学校費は創立50周年記念誌作製に要する費用、学校管理諸費は馬頭東小学校に振興交付金として追加交付するもの、3目学校施設整備費の補正額は1億6,200万円の増で、馬頭小学校施設整備費は体育館耐震補強大規模改修工事に係る費用、14ページに続きます、5項1目社会教育総務費の補正額は3万2,000円の増で、社会教育推進費は社会教育委員が全国表彰されることに伴う旅費を計上するもの、2目公民館費の補正額は42万6,000円の増で、公民館活動費は室町、南

町、松野、本町公民館の修繕工事費の3分の1を補助する費用、3目図書館費の補正額は120万円の増で、図書館管理運営費は馬頭図書館、小川図書館の施設修繕に要する経費、4目文化費の補正額は103万4,000円の増で、郷土資料館管理運営費は県から寄贈されますガラス細工運搬委託料の経費、文化財費は職員普通旅費を計上するもの、5目山村開発センター管理費の補正額は115万4,000円の増で、山村開発センター管理費は重油タンクの設置工事費及び施設の修繕に要する経費、6項1目保健体育総務費の補正額は46万7,000円の増で、体育振興費はスポーツ推進委員が全国表彰されることに伴う旅費、施設の修繕料及び小川那珂クラブ関東大会出場補助金に係る費用であります。

15ページに入ります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業施設災害復旧費の補正額は100万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は7月28日に発生した豪雨により被災した農道1件、農地4件の町単災害復旧事業費補助金に係る経費を計上いたしました。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について、補足説明いたします。

8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入から説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,400万円の増で、前年度繰越金です。

次に、9ページ、歳出について説明いたします。

2款保険給付費、1項6目居宅介護福祉用具購入費に30万円、7目居宅介護住宅改修費に240万円、2項5目介護予防福祉用具購入費に40万円、6目介護予防住宅改修費に77万5,000円をそれぞれ補正増額するもので、いずれも当初見積もりより申し出該当件数が多く、今後も増嵩が予想されるため補正するものであります。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は1,012万5,000の増で、23年度分介護給付費、地域支援事業費及び災害臨時特例補助金の国・県負担金及び支払基金交付金の精算による返納金であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計、予算のページをお示しください。

質疑はありませんか。

大金市美さん。

6番（大金市美君） 一般会計の15款2項1目の地方分権振興交付金とありますけれども、これ、ちょっと教えていただきたいんですが。一般会計の8ページ、県支出金です。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 県より権限移譲されたものに伴う県費の交付金でございます。以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はございませんか。

阿久津武之君。

11番（阿久津武之君） 介護保険特別会計の9ページ、居宅介護住宅改修費240万円、これ何件で、補助率何パーセントで240万円ですか。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 住宅改修費につきましては、件数そのものは押さえておりませんが、総額で年度いっぱい見込んで、このくらい必要だろうということで増額をしております。それから補助ですが、20万が限度でございまして、そのうちの1割は自己負担になりますので、最高18万円が交付されます。

議長（鈴木和江君） ほかにございませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 一般会計、8ページの18款繰入金の6目東日本大震災復興推進基金繰入金、当初これゼロということになっておりますが、なぜこれゼロなのか。当然復興ですから、まだ復興終わってないんだから当初である程度とっておいてもよかったんじゃないか。

それと、後の13ページの消防費の1項5目、これ発電機及び炊飯器、これは防災上当然必要なものではあるんですけども、これが復興と関連するのかなのか、その基金の設置目的に当たるのかなのかを確認したいと思っております。

それと、11ページ、5款農林水産業費の1項3目の放射性物質吸収剤の支援事業ということで40万計上されておりますが、これは当初で見ていたのかなのか、その点についてお伺いします。

それと、13ページ、9款教育費、小学校費の3目学校整備費でございますが、この積算はどこでやったのかお伺いしたいと思います。

以上。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、歳入に係る歳出ということで、今回災害対策費として災害の備蓄品を計上いたしました。これらの経費については、この復興基金、備蓄品等についても該当するというので、当初には精査が間に合わなかったものですから今回お願いをしたという経緯でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 放射性物質吸収抑制対策支援事業費40万円の経費について、当初はこの事業の経費は見ておりませんでした。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 工事請負費 1億5,700万円の積算ですが、現在も設計をやっておりまして、9月いっぱい設計が上がってきます。それで設計業者と町のほうで調整しながら上げております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 先ほどの農林振興課の予算ですけれども、当然9月の補正で出てきた。これ事業内容はとても結構なことなんですけれども、この事業に当たって予算がないのに事業が執行されている。これもまた6月の定例会で質問があって、検討する、その1週間もたたないうちにチラシが回っている。こういうことは、財務規則13条、町の予算の執行に当たってのこれに反するのではないかなと私は思うんですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 今のご質問なんですが、当初予算、このカリ肥料の補助については見ておりませんでした。この場合、緊急性、当然6月の定例会において質問がありまして、要望があった。その後、急遽、那須烏山市、那珂川町、農協とで協議をした結果、カリ肥料については、7月中に追肥で使うので、どうしても緊急を要したということで、実質既存の予算がございましたので、もし申請あった場合についてはそちらのほうで対応するというので、今回、実質最終的に使った量の把握ができましたので、補正ということで対応させていただきました。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

1 番（佐藤信親君） 3 回目ですからこれで終わりにしますけれども、当然既存の予算があったということは、それを流用したということですよ。当然事業を執行するに当たっては、その裏づけとなる予算がなければ執行できないわけですよ。それを認めている今の執行部、その流用を認めた上でやったのかどうなのか。これをまた流用でやってしまうという議決、この議会で予算を審議して、審査して、議決をしたものに対して、そういうふうな予算の執行の状況でいいのかどうなのかというのが、私甚だ疑問に思いますので、最後にその点だけ伺って終わりにします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 議会に対しましては、議決事項としては款項まででございます。目節の中の内容でございますので、特に問題はないと思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

益子輝夫君。

2 番（益子輝夫君） 私は11ページの緊急雇用創出事業費の1,140万7,000円という金額の内訳なんですけど、よく聞き取れなかったんですけど、委託料とか書いてあるんですけど、その詳しい内訳と、あと一つは、先ほど佐藤議員も聞いたんですけど、馬頭小学校施設整備費ということで、その具体的な内容を教えていただきたいというふうに思います。これは13ページでしたね。

それと、最後のページになるんですけど、15ページの農地・農業用施設災害復旧事業費が100万ということなんですけど、これはどこが対象なのかを教えていただきたい。

以上です。お願いします。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） ただいまご質問ございました6款1項1目の、これ緊急雇用創出事業費1,140万7,000円の内訳でございますが、これにつきましては、人件費と電波料が半分程度占めておまして、そのほかに番組制作料とか社会保険料、そういったものが若干含まれております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 馬頭小学校関係整備費の内容ということなんですけど、内容

につきましては、耐震補強と大規模改修ということで現在進めております。設計業務に当たる前に学校を交えて、学校と町とそれから業者ということで、なるべく学校の要望を取り入れたもので設計をしております、主な内容は屋根改修、それから内外装、電気・機械設備工事という内容でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 農地農業用施設の100万の場所なのですが、7月28日の豪雨による盛谷地区において5カ所の被災箇所の経費でございます。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） 大変申しわけございませんが、先ほどの答弁で一部漏れていたもんですから追加させていただきます。

今回の雇用創出関係の事業費でございますが、これはFM栃木のビデオ撮りで、通称なかちゃんラジオで毎週木曜日正午から放送している番組でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかにございせんか。

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありせんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 平成24年度9月一般会計補正予算案について反対の立場で討論いたします。

農林振興課補正予算について、事業内容については賛成ではありますが、補正予算の計上の手続について、著しく議会を軽視した事業の執行に対し、一議員としてこの補正予算案に賛成できません。

本来、事業の執行に当たっては、町財務規則第13条の予算の執行計画に基づき執行されるべきものである。その事業の裏づけとなる予算の配分があつて事業執行伺いが成立するものではないかと考え、6月定例議会が6月5日から2日間にわたり開催され、その初日の一般質問に本件に関する質問があり、検討するとの答弁があつて、その数日後、6月11日配布の町広報誌と一緒に回覧という形で周知が図られた。前代未聞のような速さで事業が進行した。

予算措置を講じていない事業に執行命令を下す執行部の手法に対し容認することは、議会の持つ権威の失墜にもつながりかねないので、私は本案に対し反対をいたします。

以上。

議長（鈴木和江君） ほかに討論はありませんか。

9番、福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは私の6月議会の一般質問によりまして発生しました予算計上でございます。内容については佐藤議員もご理解いただいていると思いますが、昨年3・11原発放射線セシウム関係で、きょう農林振興課長の説明では、この那珂川町のお米は安全である、そういうお話がございましたが、それは検査するまでわからない。それで県北地区では、塩化カリ、カリウム肥料を無償配布している地域もある。それから無償配布できない地域については、市単独で予算づけをしているところもある。そういうお話を申し上げたわけでございます。

そういう中で那珂川町、それから那須烏山市、両方ともご理解いただいて、那須南農協管内に対してカリウムの施肥を推進しようということで予算づけをしていただいたと思います。時期的に、先ほども説明ありましたように、緊急を要する時期である、そういうことで町が予算づけをしたものでございます。

そして、企画財政課長のお話で款項までが議決事項で、その流用ということで、緊急を要するということで容認されるべき予算だと考えまして、私は賛成の立場で討論いたします。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに討論はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 私も佐藤議員と同意見で、やはり議会軽視と言わざるを得ないと思います。そういう点で私は反対します。

議長（鈴木和江君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） 私は賛成討論を行いたいと思います。

今回、企画財政課長が言うように流用した。私は、あんまり流用というのはよくないとは思いますが、今回この肥料のことについては緊急性を要する。そして、私も米をつくっております。米をつくっている農家だからこそ、安全で安心な米を出荷したいという気持ちはあります。そういうところで、やっぱり福島君と同じように、自分でつくった米はほかの人に食べてもらいたい、そういうことを考えますと、今回のこの予算については私は賛成したいと思います。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第4号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木和江君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

議長（鈴木和江君） 再開します。

議案第6号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第8、議案第6号 財産の取得について、日程第9、議案第7号 財産の取得についての2議案は、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号及び議案第7号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、那珂川町消防団第6分団第3部の消防ポンプ自動車及び第6分団第2部の小型動力ポンプ積載車の更新に伴う財産の取得であります。

取得する財産は、消防ポンプ自動車C D - 型を第6分団第3部に、小型動力ポンプ積載車を第6分団第2部に配備するものであります。

契約の方法については、指名競争入札により4者を指名し、8月8日入札を実施いたしました。

その結果、第6分団第3部の消防ポンプ自動車は、1,037万4,000円で小山市の合資会社渡辺商店が落札し、法定費用等6万3,330円を加え1,043万7,330円、第6分団第2部の小型動力ポンプ積載車については、892万5,000円で小山市の合資会社渡辺商店が落札し、法定費用等8万970円を加え900万5,970円で購入するものであります。

また、納期については、消防ポンプ自動車が平成25年3月4日、小型動力ポンプ積載車が平成24年12月25日としました。

なお、参考資料を添付いたしましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、財産の取得について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものあります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第6号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第10、議案第8号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

本計画は、平成22年度から27年度までの那珂川町過疎地域自立促進計画でありまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、平成22年12月定例会において議会の議決をいただいたところであります。

今回は、計画の変更でありまして、同法第6条の規定により議会の議決を要することから提案するものであります。

変更内容は、現在事業を進めております林道城間線整備事業を本計画に追加するもので、32ページに別紙「変更後」の表のとおり追加するものです。

参考資料として、那珂川町過疎地域自立促進計画抜粋を添付しましたので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、この変更によりまして、林道城間線舗装工事の財源に過疎対策事業債を充てることとなります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第11、議案第9号 平成23年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第9号 平成23年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、地方公営企業法の一部が改正され、剰余金の処分などの資本制度の見直しについては、平成24年4月1日から施行され、議会の議決要件となりました。

平成23年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金などへの積み立てについて議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君）では、補足説明をいたします。

別紙の平成23年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

1番右の列であります。平成23年度末の未処分利益剰余金の金額は3,552万8,187円です。このうち建設改良積立金に3,200万円、減債積立金に100万円、合わせて3,300万円をそれぞれの積み立てにします。残る252万8,187円を繰越利益剰余金とするものであります。

なお、資本金、資本剰余金の処分については行いません。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君）質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君）討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 平成23年度那珂川町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君）異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第9号の上程、説明、委員会付託

議長（鈴木和江君） 日程第12、認定第1号 平成23年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号 平成23年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号 平成23年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号 平成23年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第5号 平成23年度

那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第6号 平成23年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第7号 平成23年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第8号 平成23年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第9号 平成23年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上9議案は、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました認定第1号から認定第9号 平成23年度那珂川町一般会計及び各特別会計、水道事業の決算について、提案理由の説明を申し上げます。

私は、那珂川町長に就任して以来、住民参加のまちづくり、協働のまちづくりを念頭に町振興のために鋭意取り組んでいるところであります。

この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆さんのご協力、また各般にわたり国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し深く感謝申し上げます。次第であります。

さて、昨今の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、情報通信技術の飛躍的な進歩により高度情報化、国民の生活様式や価値観の変化などにより、行政需要はますます多様化し、目まぐるしく変動しております。

また、東日本大震災では、当町においても多くの住宅が被災したほか、町施設にも大きな被害を受けました。町では、被災した家屋等への復旧等支援金を交付したほか、被災した町施設等への早期復旧工事を実施したところであります。あわせて、福島第一原子力発電所の事故により、今なお安全の確保や不安の解消が図れていない状況であり、すべての人々が安心とゆとりを持って暮らせるような社会の構築や、個性ある地域社会づくりが強く求められているところであります。

国においては、税の一体改革関連法が成立し、消費税増税に見合う社会保障改革になるのか、国民が安心できる制度に再構築できるのか、その成り行きを注視するところであります。

昨年度の地方交付税については、雇用対策・地域資源活用推進費等が拡充されたほか、災害復旧特別交付税が新たに交付されたことにより、交付総額は増加しておりますが、町税を初めとした自主財源の確保が難しい状況の中、国・県補助金の削減など、財政力の乏しい地

方自治体にとっては、国の目的とする地方自治体の財政自立とは裏腹に、厳しさを増す状況を招いております。

このような財政状況ではありますが、那珂川町総合振興計画後期基本計画と那珂川町過疎地域自立促進計画を平成22年度に策定し、これらに基づく豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくりを基本テーマとして、各種の施策を着実に推進してまいりました。

特に、まちづくりの3大重点プロジェクトで、情報通信基盤の活用推進プロジェクトにおきましては、ケーブルテレビを核とした地域高度情報化やネットワーク化の推進に取り組むとともに、ケーブルテレビの有効活用に努めました。

平成23年度は、制作業務の一部を民間委託し、平成24年度からは、指定管理者制度へと移行したところであります。ケーブルテレビについては、全町に放送網が整備されておりますので、各種のサービスを提供することができることから、今後とも放送内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

自然・環境との共生推進プロジェクトにおきましては、那珂川町環境基本計画に基づき、環境のまちづくり推進会議を開催するとともに、太陽光発電等設備導入補助制度を継続して実施いたしました。さらに、那珂川町地域振興計画策定委員会を開催し、那珂川町地域振興計画の策定に向けた協議を行ってまいりました。

また、宇都宮メディアアート専門学校との学官連携につきましては、環境教育用小冊子を作成し、小学校5年生の教材に供するなど各種の事業推進に努めました。

行政改革推進プロジェクトでは、行財政基盤の強化及び地方分権化に対応する効率的、効果的な行財政システムへの転換を図るため、第2次那珂川町行政改革大綱並びに第2次行財政改革推進計画をそれぞれ策定し、前期計画に引き続き行財政改革の推進を図りました。

また、安心・安全なまちづくりを進めるため、馬頭東小学校の屋内体育館の耐震補強及び大規模改修事業、馬頭小学校環境整備工事や町道日向線、金谷線の整備事業を実施しました。住民生活の利便向上のため、引き続きデマンドタクシーの実証運行の継続と那須烏山市と共同でコミュニティバス馬頭烏山線の運行を開始したところです。

平成23年度に実施しました各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は、地方交付税で40億2,237万

1,000円、第2は、町税で20億1,102万4,120円、第3は、県支出金で7億9,366万3,214円です。

次に、歳出の主なものは、第1は、民生費で20億381万5,356円であり、障害者福祉、老人福祉などの各種社会福祉事業、子ども手当支給事業費や子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉費などの児童福祉費が主なものであります。

第2は、総務費で13億3,125万2,522円であり、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業費、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか、総務管理費などが主なものであります。

第3は、教育費で11億1,087万8,462円で、馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修事業や小川図書館の移転改修など、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した費用などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額95億4,756万1,251円、歳出総額86億8,609万7,059円で、歳入歳出差引額は8億6,146万4,192円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として2,952万5,000円で、実質収支額は8億3,193万9,192円となりました。

なお、実質収支額のうち地方自治法の規定による基金繰入額として4億2,000万円を財政調整基金に繰り入れました。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るとともに、各種サービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額3億7,643万4,624円、歳出総額3億6,492万8,052円で、歳入歳出差引額は1,150万6,572円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康維持増進のため各種保健事業を積極的に推進しました。

その決算内容であります。歳入総額23億3,613万3,123円、歳出総額21億8,329万765円で、歳入歳出差引額は1億5,284万2,358円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算内容であります。歳入総額1億7,192万4,262円、歳出総額1億6,635万1,722円で、歳入歳出差引額は557万2,540円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65歳以上の被保険者は5,425人で、認定

者は、要支援114人、要介護856人、合わせて970人を対象に各種給付、支援を行いました。

その決算の内容であります、歳入総額14億3,596万3,707円、歳出総額13億9,779万7,069円で、歳入歳出差引額は3,816万6,638円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります、馬頭処理区で、田町・健武地内の管渠工事として延長692.8メートルを実施しました。また、区域内の接続戸数は346戸となりました。小川処理区につきましては、接続戸数866戸で、施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります、歳入総額3億2,301万4,828円、歳出総額3億1,227万4,940円で、歳入歳出差引額は1,073万9,888円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります、農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。

平成23年度の経営状況は、接続戸数は226戸、排水処理人口は763人、年間処理水量は10万7,220立方メートルとなりました。

その決算の内容であります、歳入総額4,743万4,406円、歳出総額4,577万8,265円で、歳入歳出差引額は165万6,141円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります、簡易水道事業として設置されている8施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期すとともに、東日本大震災により被災した施設の復旧工事を重点に行い、その他配水管布設替え工事や各種施設の整備事業を実施しました。

平成23年度の経営状況は、給水戸数2,870戸、給水人口8,530人に対し、67万8,890立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容であります、歳入総額2億4,117万5,893円、歳出総額2億3,286万101円で、歳入歳出差引額は831万5,792円となりました。

次に、那珂川町水道事業であります、上水道と東部地区簡易水道において、給水戸数3,243戸、給水人口1万96人に対し、給水量92万8,923立方メートルを供給するとともに、配水管布設替え工事や各種施設の整備事業を実施しました。

収益的収入につきましては、収益2億1,878万6,233円に対し、費用1億8,656万7,166円で、3,221万9,067円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算については、監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることを決定いたしました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで本会議の休会についてお諮りいたします。

6日から11日までの6日間は、決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、6日から11日までの6日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

6日から11日までの6日間は本会議を休会といたします。

散会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会します。ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時36分